

【講演料の支払について】

法人・個人に関わらず全て古畑会計事務所に報告する必要がある。
したがって、講演料・宿泊費・旅費等を支払った場合は必ず事務局に連絡するとともに必要書類のコピーを提出(PDFをメール)のこと。

(個人及び個人事業主宛の支払)

源泉徴収税は「預り金」として処理する。

源泉徴収の対象は、講演料の他に宿泊費・旅費も対象になる。

源泉徴収すべき所得税及び復興特別税の額は以下のとおりとなる。

報酬・料金等(=A)	源泉徴収税額
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100万円) \times 20.42\% + 102,100円$

(小数点以下は切り捨て)

<講師の手取り額をジャスト20,000円とする場合>

$20,000円 \div (1 - 0.1021) = 22,274円$

講演料(税込)を22,274円として領収書もらい、講師には20,000円を支払う。

$22,274円 \times 10.21\% = 2,274円$ (源泉徴収税額)

$22,274円 - 2,274円 = 20,000円$ (講師への支払)

<他の金額の場合>

講師への支払額	領収書(税込)
10,000円	11,137円
20,000円	22,274円
30,000円	33,411円
40,000円	44,548円
50,000円	55,685円

支部会計の支出は20,000円を計上(勘定科目は支払手数料)

源泉徴収税2,274円は事務局にて「預り金」として計上

【必要書類】

(個人及び個人事業主)

- ・請求書(住所・源泉所得税記載)
- ・領収書または振込明細書

1年で50,000円(消費税込)を超えて支払ったとき、下記も添付

- ・マイナンバーが記載された「通知カード」または「個人番号カード裏面」の写し
- ・身元確認書類(運転免許証、パスポートまたは個人番号カード表面)の写し

(法人)

- ・請求書
- ・領収書または振込明細書

【注意事項】

講演料から源泉徴収した所得税及び復興特別税は、支払った月の翌月10日迄に納めなければならないため至急報告のこと。